

情報提供日	平成30年(2018年)2月16日
問い合わせ先①～④	明石市都市局都市整備室都市総務課(森本)
	078-918-5037(ダイヤルイン) 内線2727
問い合わせ先⑤	明石市都市局下水道室下水道総務課(宮下)
	078-934-9620(ダイヤルイン) 内線7613

報道機関の皆様へ

東播都市計画臨港地区等の変更について可決 明石市都市計画審議会

明石市都市計画審議会(会長:安田丑作(神戸大学名誉教授)、出席委員数:16名)が、2月16日(金)午後2時00分から市民ホールで開かれ、下記のとおり東播都市計画臨港地区等の変更について可決しました。

1 可決された案件

①案件名:東播都市計画臨港地区(江井ヶ島港)の変更〔明石市決定〕

概要:臨港地区は、水域である港湾区域と一体となって港湾施設の管理運営を円滑に行うために必要な陸域を指定するものであり、港湾機能の増進、水際線の有効利用を図るものとして定めるものであり、昭和39年以降順次、臨港地区の指定を行ってきました。このたび、整備が完了した港湾について適正な管理運営を図るため、江井ヶ島港の臨港地区の見直しを行うものです。

②案件名:東播都市計画地区計画(大道町地区地区計画)の変更〔明石市決定〕

概要:都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う、建築基準法の一部改正に伴い、従前と同様の制限内容とするため変更するものです。

③案件名:東播都市計画地区計画(大蔵海岸通地区地区計画)の変更〔明石市決定〕

④案件名:東播都市計画地区計画(二見町西二見地区地区計画)の変更〔明石市決定〕

概要:③④ともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、従前と同様の制限内容とするため変更するものです。

⑤案件名:東播都市計画下水道(明石市公共下水道)の変更〔明石市決定〕

概要:下水道は都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、市街化区域については都市計画を定めるものとされています。本市では、昭和32年以降順次、都市計画の排水区域を拡大し下水道整備を行ってきましたが、このたび、残る市街化区域をすべて排水区域に追加するものです。

また、平成28年に神戸市と明石市との市境の見直しが行われ、都市計画区域が一部削除されたことから、整合を図るため、今回排水区域の一部を削除します。

2 今後の手続き

①～④は4月、⑤は3月を目途に都市計画変更・告示を行う予定です。